

一般社団法人九州のムラ会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人九州のムラと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県宗像市大字田島755-4に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、グリーン・ツーリズムを含めた観光・地域づくりを社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズム及び、観光・地域づくりに関する調査及び研究
- (2) グリーン・ツーリズム及び、観光・地域づくりの普及・啓発・広報活動
- (3) グリーン・ツーリズム及び、観光・地域づくりの実践団体のネットワークの構築
- (4) 地域の産業創出を目的とした人材育成・コンサルティング
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年7月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事2名を置く。

第5章 計算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から(翌年)6月30日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第11条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年6月30日までとする。

制定日：平成25年6月24日

平成27年7月7日 変更